

りすす倶楽部

2022年
9月
第304号

ひまわり

立ち姿に魅せられてスケッチ。戦禍悲惨なウクライナの平原に黄色二色の眩しいひまわり映像を見て調べると、コロナブスのアメリカ大陸発見で、原産地の北アメリカからスペインを経てヨーロッパに広がり、日本には、江戸時代初期に中国から渡来したことを知りました。太陽に向かって咲く花言葉は、「あなたを見つめる」貴方様、健康長寿で暮らしてください。

弁護士 福井大海



これからが本番 — 養成講座一期生の覚悟 —

りすシステム九州支部
生前契約アドバイザー 岩永 圭枝子

前号の岩下宣子さんとは、養成講座一期生の同期です。

毎日新聞のコラム欄を毎週楽しみに読んでいたところ「葬送システムアドバイザー養成講座開催」が目にとまりました。

講座の内容は別世界で興味津々。開催地は東京と大阪でした。職場への休暇申請、講座費用振込、飛行機・ホテルの予約などを済ませ、家族に相談するともなく、断行しました。

講座の一コマには、りすシステム監事清水勇男先生がいらっしやいました。当時、蒲田公証役場の公証人をなさっておられました。清水先生はとても凛々しく、しっかり受講させていただき、公正証書作成立会業務の基礎を学びました。

受講後の面接では、今は亡き柳川先生から「この仕事はお金になりませんよ、よろしいですか」と。その後、脱落者が続出しました。野望を抱いていた人が結構いたようです。仕事を早々に辞めて来た人や、家業を息子に譲って来たという人などなど。

講座の修了証をいただいた後は、アシスタントアドバイザーとして、東京本部での研修開始。黒澤スーパードバイザーからは、緻密な洞察力とスピーディ

イな判断力・行動力を、森スーパードバイザーからは、ご利用者に優しく寄り添い思いを共有し、傾聴する術を学ばせていただきました。

決済機構での遺言執行を見学。貴重な経験をしました。

その後数回にわたる研修では、生前・死後事務の同行、夜勤も経験しました。

ニュージールランドツアー付添では、病み上がりで久々の海外旅行、お一人で不安だという方に、9日間ツアー同行しました。この旅で、利用者さんは自信を付けられ、その後、国内・海外旅行を楽しまれています。

夫婦で利用者であったご主人から「あなたのお母さんと思つて妻に接して欲しい」と遺言で託され、身上配慮の責務を10年以上継続しています。

15年前に、りすシステムの専従となりました。

松島相談役は、発足当初から日本全国津々浦々に生前契約をと、そのためには、直営支部から地域密着型パートナー制度へ前進、アドバイザーからコネクターへと名称は変わりましたが、これまでの実績や経験を活かして、生前契約発展の努力を続けます。

契約者有志の方々の遺贈を活かすため

一般財団法人 **契約家族研究機構** を設立いたしました



今日の社会のゆがみによって苦しんでいる人々、恵まれない学生、シングルマザー、心身に障害を持つ人々などに支援できる枠組みがあればいいのだが……。



家族についての法律が日本にないのならば、家族概念の理論的基礎づくりに役立つ調査・研究のために遺産を使ってほしい

設立の背景および趣旨

「契約家族づくり活動」の担い手であるりすシステムの財政は、その大半が契約者有志の皆様からご遺贈の形で賜りますご寄附によって支えられています。

有志の方々からは「私は子どもに恵まれず子育てもしなかったけれども、『りすさん』という子宝に恵まれ、私の人生は有終の美を飾れそう」といった賛辞をお寄せいただくことも多くなり、身の引き締る思いです。

ご寄附のご意向を遺言にお書きくださる方々からは「今日の社会の歪みによって苦しんでいる人々、恵まれない子どもや学生、シングルマザー、心身に障害を持つ人々などに支援できる枠組みがあればいいのだが……」とお声も聞かれます。この種の思いを抱かれる方が亡くなられ、ご遺贈の実現した財産を、りすシステムがお預りしているケースもごさいます。

他方、将来を長期的に見据えて「松島さんは『家族についての法律が日本にはない』と指摘しているがそれは大事なポイントなので、家族概念の理論的基礎づくりに役立つ調査・研究のために私の遺産を使ってほしい」と、おっしゃる方もおられます。

契約者有志の方々の以上のようなご願意を具

現化するために、NPOりすシステムとは別法人である「一般財団法人契約家族研究機構」を、このたび設立することにいたしました。

なにとぞ、当趣旨にご賛同いただけます皆様からの協力およびお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

目的

本法人の設立趣旨とも重なる目的は、生前契約の契約者がお亡くなりになった後の財産を、遺贈の形でりすシステムにご寄附賜った場合、「当該ご尊志の社会貢献に資する目的を適切に実行する受け皿となる法人」を設立することにあります。

法人の目的になじむテーマの例を以下に列挙いたしますが、他にもさまざまなテーマが考えられます。

相続人不存在という方々の数は、昨今増加しています。私は大丈夫、子どもがいるから……とは安心できない時代になりました。子どもが結婚しないケースもありますし、結婚はしても子宝に恵まれないというケースもありますしう。

相続人不存在となれば、法律に定められた煩雑な手続きを踏まえ、残された財産は国家予算に歳入されます。その額は、最近の統計によれ

ば、年間583億円（2019年度）に達しています。

生涯かけて築いた財産を、死後には有効に活用したいと願っておられる方々からのご要請によって、当法人設立を企画いたしました。是非ともご活用くださることを願っています。

本法人の主目的は、調査・研究活動、および実践的支援活動に大別できます。

これらの目的を幾分具体的に述べますと、本法人は次に例示いたしますテーマに適合する諸活動と取り組みます。

(1) 「児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業」およびこれに取り組む個人・団体への支援

本テーマに当てはまる範囲も広く、適用対象となるプロジェクトも多いと考えられますので、子どもを虐待から守るプロジェクトや、身近な子どもに食を提供する子ども食堂などに取組んでいる個人や団体に対する支援などは、直ちに実現できると考えています。

本テーマの拠って立つ基本的理念は「子どもを生めば子育ての主役は社会」という考えを普及したい点にあります。お手本は、ここ10年間に互り合計特殊出生率を2・0前後でキープしているフランスです。

子どもを生み育てることを社会が支援し、子

育てがしやすい子育て先進国の情報を紹介する試みなど、支援を必要とするプロジェクトは盛沢山だと思えます。

(2) 「格差なき社会の実現」に取り組む個人・団体への支援および調査・研究

「貧しきを憂えず、等しからざるを憂う」の格言が示唆するように、人は周囲との比較の中で生活し幸福感、不幸感を感じるものだからです。

私は小学校2年で敗戦を迎え、外地から引揚げました。内地にいた人々は日本全土で空襲による被害を受け、衣食住いずれも欠乏していました。従って外地からの引揚者の存在は、多くの場合邪魔者以外の何ものでもありませんでした。

母子家庭だったので母が懸命に働き、私と妹は何とか糊口を凌ぎながらも、右を見ても左を見ても等しく貧しい者ばかりでしたから、自分が不幸だと思つたことはありませんでした。

昭和25年（1950年）に勃発した朝鮮半島の戦争は、わが国の戦後復興の起爆剤となり、その後昭和30年代の高度経済成長時代を迎えます。周りが物質的に豊かになると母子家庭の貧しさが際立ち「母があれば働いているのになぜ我が家は貧乏なのか」と、悩むこともありました。

弱い者が取り残されることから、格差が生ま

れるのです。人の能力には差がありますが、心に障害などがあれば格差は拡大します。

格差とは何か、格差を埋める手立てはあるのか。この課題との関りで本テーマのもとでは、関連する実践活動に対する支援、および学際的アプローチによる調査研究に取り組みたいと考えています。

(3) 「高齢者サポート事業」に取り組む個人・団体への支援および調査・研究

2017年に国の機関である「消費者委員会」が、りすシステムと同じようなサービスを営んでいる事業者に対し「身元保証など高齢者サポート事業」と名前を付けた上で、この事業による高齢消費者被害の防止策を講じるよう消費者庁、厚労省、国交省の大臣に対し建議を發出するということがありました。

身元引受保証は生前契約プロジェクトの一部分ですが、家族の変容、弱体化等々により身元引受保証サービスが社会的に注目されるようになりました。

身元保証事業が難しいのは、老人ホーム入所、入院、手術同意の保証には常にその人が死亡する可能性があるということです。

となれば保証した赤の他人の遺体処理などを誰が行うのか、すなわち喪主となる者を決め、

喪主が履行した仕事に対する費用の支払原資の準備をしていただいてなければ、責任ある身元引受保証ができないという点です。

当法人は「身元引受保証」という切口で契約家族の正当性に関する調査、研究並びにこのテーマに取り組んでいる個人、団体への支援事業を行います。

(4)「地球環境の保全又は自然環境の保護および整備」に取り組む個人・団体への支援および調査・研究

縁を守り育てる活動は、地球人全てが真剣に取り組まなければならない課題です。

りすシステムは既に地球に恩返ししの森を「りすシステム20周年記念」事業として大分県由布市庄内町龍原地区にオープンし、多くの皆様からのご寄附を主たる財源として整備中です。

本テーマの下では、漢方医学の原点とも言われている「神農本草経」という書物に記載されている365品種の生薬（草、木、動物、鉱物）中、15%に当たる樹木53種類の薬用樹木を中心に桜、モミジなどの他オリーブ苗木を3年前に植栽し、2年後には立派なオリーブ果実の収穫が期待できる成果を挙げつつあります。

この過程で、植栽済みの薬用樹木53種のデジタル植物図鑑が斯界の専門家により製作され、内容はりすシステムHP上でオープンにしてい

ます。

その他に、樹木の苗木を育成し植樹などの活動を行っているNPOなどへ、苗木の無償頒布事業を始めています。

将来には、神農本草経記載の全植物を収集し植栽することに加え、デジタル植物図鑑の編纂を思い描いています。

今後は、広く「自然環境保全」の実践活動や緑育活動に対する支援、並びに適正樹種や樹木が成長した際の環境保全に資する活用法の調査研究、水源涵養効果はもとより人々の暮らしに彩り・潤い・安らぎ・寛ぎを与える緑域の実証研究、更には景観をも含む自然が備える総合的な森林動植物生態系サービス機能の向上に資する実地研究も進める予定です。



(5)「認知症」の予防と治療に関する研究に取り組む個人・団体への支援

認知症患者数の全人口に対する割合の増加は、超長寿現象がもたらした必然的帰結ではないでしょうか。

ヒトは、脳以外は心臓ですら交換できるまでに医療を進歩させました。脳の交換がもし可能になれば、認知症問題の大部分は解決するのではないかと、ただし神が許せばのことですが。

本テーマの下では、認知症について先進的な調査研究をしている個人や団体を、支援したいと考えています。

(6)「高齢者の福祉の増進」に取り組む個人・団体への支援

このテーマに当てはまる範囲は広く、積極的な支援が求められている分野だと思えますし、本テーマに対してご寄附をくださる方も比較的多くおられると思います。

本テーマの下では、一般的な高齢者福祉施策やサービス網の隙間の部分を埋める先進的な問題や、アシスト・ロボットのソフトウェア開発（個人の使い勝手が良くなるような改造など）に取り組んでいる個人、団体などを支援することを考えています。

(7)「生涯現役社会実現プロジェクト」に取り組む個人・団体への支援

85歳の私は、休み休みしながら第一線で働いています。「高齢者の知恵が必要とされない社会」を我々は是としてきたことに対して、国民

的懺悔が必要だと思えます。

私自身でも、おジャマ虫とされながらもめげずに頑張っているのは、雇用関係がなく、自律的に仕事をしているからです。高齢者の側に求められることは、人に使われて仕事をしようというさもない気持ちを捨てて、自分が親方として生涯できる仕事を模索することです。

その種の仕事の遣り方に対するプログラムづくりの支援が、本テーマの課題であり、新しい仕事づくりに取り組んでいる個人・団体などを支援したいと考えています。

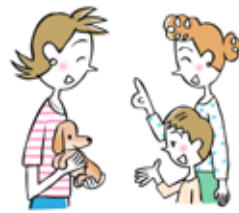
(8) 「動物の愛護と適正な飼養」を目的とする事業に取り組む個人・団体への支援

今やペットは人の平穏な暮らしにとって、なくてはならない存在となっています。りすシステムの契約者の中にも多くの方々々がペットを飼っておられます。

これらの方々にとって、終活準備をする中で最大の悩みは愛しいペットの行末についてです。ご自身が先に亡くなった場合、飼い主に先立たれたペットを引き受ける事業者も存在しているようですが、玉石混雑で、ペットが最後を迎えるまで安心して託せる事業者が否かを峻別することが難しい現状があります。

当法人の事業として、ペットを引き受けてく

れた事業者がペットの基本的存在権を尊重し「動物愛護および管理に関する法律」を遵守し、ペットを生涯飼育してくれる事業者であるか否かについての実態調査などを行い、広く情報提供するなどの事業を行います。



(9) 「死者の人権」に係る調査・研究

東洋大学学長などを歴任された都市社会学者でも、もやいの碑建立を提唱されるとともに、もやいの会会長を終生おつとめくださった今は亡き磯村英一先生が、30余年前にこんなことをおっしゃいました。

「縁(えにし)の中で生きた『人』が死ねば無縁になる。こんなことが許されて良いのか！」

この言葉により磯村先生は「人は死後にも人権がある」と示唆されたものと受けとめ、私たちは契約家族づくりの中で「死者の人権」概念の一層明確な構築に努めて参りました。

お隣の韓国では、死者の人権というテーマに対する関心が近来とみに高まっており、死者

の人権法制定の動きもあります。2019年に韓国で、死後の自己決定をテーマとする国際シンポジウムが開催されました。その折り、私は招聘に応じ、生前契約の基本理念などをレポートする機会に恵まれました。

私は同シンポジウムで、次のように語りました。すなわち「生前契約の本質は『生前に契約者が自己決定した死後事務を、当該契約者の死後りすシステムが確実に履行する枠組み』にあります。その履行に際し、契約者本人は履行開始時点で既に死亡している訳ですから、死後事務履行開始の指示をする死者に人権がなければ、生前契約は理論的には完結できないことに悩みました」と。

我が国の場合は現在、死者の人権は実務において「みなし人権」の域を出ていません。本テーマは、死後の人権概念に一層明確な市民権を与え、契約家族づくりに向けた今後の運動に更なる広がり促すはずと。

(10) 「家族」に関する歴史的、学際的な調査・研究

「家族」を規律する法律が戦後制定されていない我が国で、家族機能を代替する「契約家族」の正当性をどう担保するのか。生前契約はそのスタート時以来、この矛盾を宿す課題に悩ま

れ続けて来ました。

10年ほど前、我が国における民法学の重鎮、故星野英一東大名誉教授の論文を拝読し、積年の悩みから解き放たれた思いがしました（出典：『家族（社会と法）』1998年、No. 14「扶養と相続論説 家族法は個人関係の法律か、団体の法律か」星野英一、P11～26）。

先の世界大戦の敗戦により我が国では新しい憲法が公布され、家族を律していた民法の親族編・相続編の全面改正により「家族制度」に関する規定が全て削除されました。その後、改正民法により新しい思想や理念の下で「家族」を律する法律を作ることなく、70余年が打ち過ぎました。

そのような家族も今では制度疲労により機能不全に陥っている、と言えそうです。

「律する法律のない家族が国民生活を律している」そのような逆説的で苦しんでいる人々がいる。その救済策として契約家族という文化装置を提案し、4半世紀余活動している存在がりますシステムです。

昭和30年代には国の施策の殆んどが、働く夫、家事を担う妻、そして子2人の4人世帯（家族）を標準世帯とする考え方を、国の施策立案基準として設定されていました。それに対し最近の統計では、4人家族のうち夫1人が仕事をし、生計を立てている家族は僅か4・6%に過ぎま

せん。そのような社会になったのです。

日本国憲法24条は、家族に係る法律を制定する場合には「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して」制定することを求めているだけで、家族に係る法律を制定しなければならないとは書いていません。

「男と女という両性の結合、そしてそこから生れる子」という時系列的により、自然発生的に形成される「家族という基礎集団」の再生産機能は、縮小化の一途を辿ること間違いなくと思います。となれば、従来の家族とは異なる構造による基礎集団の創設が必然となり、我が国にはその時が直前に迫っているのです。この社会的要請を先取りした試みが、契約家族作りを可能にする生前契約という文化装置であると、私たちは自負しています。

本テーマでは、契約家族の正当性を確実なものにするため、人類発祥の時代にまで視野を遡らせた学際的研究により「家族とは何ものか」という課題に取り組みます。

（11）「周死期学」の確立に向けた調査・研究

死者の人権尊重を主要理念に掲げる生前契約は「人として生存し生活している『今』から、心身が弱体化過程をたどるフレイル段階を経て死を迎える『終末期』までのお世話、そして『死

のお世話。さらにその後が続く肉体の始末のみならず生活空間の後片づけや、死亡届をはじめとする法律的手続きなどを束ねた死後事務に係わる『死後』のお世話をいたします。ここでは、人の死を「一点」（すなわち、一時点）で捉えるのではなく、総合的・連繋的・継続的に多職種が支える「ケア形態」の視点から、「線的」（すなわち、連続する期間の）文脈の中で死が捉えられています。

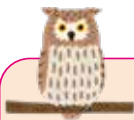
りすシステムのこのような実践活動を、学習院大学名誉教授の川嶋辰彦先生は「人の周死期を一貫して支える社会的セーフティネット」として、位置付けてくださいました。

実践が先行しているりすシステムの活動を、本テーマ（10）のもとで理論的に後追い検証し、生前契約的サービスの普遍化を促したいと考えています。

また、死後の人権擁護を標榜する生前契約にとり、超長寿時代に見られる「死」の特性も、この調査・研究の対象にする予定です。

例えば「命」は誰のものかの問いに対し「本人のもの」と考えなければ生前契約は論理破綻を来たします。といって、自殺を積極的に容認するという訳ではありません。

しかし高齢者の中には、覚悟の自殺者もおられます。理由の多くは「もう充分生きて。これから



一般財団法人 契約家族研究機構設立にあたって

この度「契約家族研究機構」という一般財団法人を設立しましたので、ご報告申し上げます。できるだけ早い時期に公益財団法人化を目指した活動をすすめる予定です。

りすシステムは毎年決算を公開していますので、皆様ご承知のように運営の財源は有志の方々から遺言によっていただく寄付金が大きな比重を占めており、ご寄付くださった故人の皆様には感謝の思いを常々かみしめております。

これまで、りすシステムが未来永劫に存続できるための財政基盤固めのために使ってほしい、更に持続性のある組織とするための、理論構築に必要な調査研究をすすめてほしいなどの趣旨の遺言によるご寄付もごさいます。

このような趣旨でいただいたご寄付についてこれまでは、日常的な運営財源も厳しく、一般会計として使わせていただいております。今後、具体的な目的によりいただいたご寄付に対しては、別法人を設立し、遺言のご趣旨や目的に沿った事業を起ち上げることの必要性・重要性を認識したのでございます。

<法人設立の経緯>

この度の法人設立の契機となりましたのは、法定相続人であるお子さんがおられるにもかかわらず「子どもの福祉に」とご寄付をいただいた方がおられました。このお子さんに財団法人の設立者になっていただき、私と2人で契約家族研究機構という、一般財団法人の設立ができたのであります。

<設立趣意書への思い>

設立趣意書は私が下書きをしまして、今は亡き川嶋辰彦先生に繰り返し手を入れていただき完成したもので、今となっては川嶋先生の遺稿のようなものと思ひ、趣意書に認められた1文字1文字を大切に、そして実現への道筋を整えるのが、後に残った私の務めだと思っております。

<役員>

社団法人は社員総会が最高意思決定機関であります。財団法人は理事などの選任は評議員会の権限であるほか、事業計画・予算・決算などの承認は評議員会の議決によるものです。設立時の評議員には川嶋辰彦先生の他、有賀徹先生（独法）労働者健康安全機構理事長）、平野美紀香川大学教授、手嶋恵子郷土料理の店とどオーナーの皆さんにお願いしてスタートしたのですが、昨年8月に手嶋恵子さんご逝去、同年11月には川嶋辰彦先生がご逝去され、飯野守男先生、神田陽子さん、重信和男先生、首藤奉文元由布市長、日系ブラジル人2世で臨床心理士として在日ブラジル人の支援活動をされておられる、宮田ネウザ恵美子さんにご就任いただいております。監事は、本法人は皆様方からのご寄付により活動する団体ですから、堅い人をと私の高校の後輩で、国税局の特に査察畑で活躍していた衛藤重徳君にお願いしたのですが昨年ご逝去されたので、彼の遺言により、税務署長などをおつとめになった中井孝先生にご就任いただきました。

この法人はりすシステムの兄弟分のような法人ですから、理事はりすシステムの運営の任にあたっている者に加えて、顧問弁護士の長谷川範子先生にご就任いただき、理事長は松島如戒がつとめさせていただくことにしました。

<今後の事業のすすめ方>

りす倶楽部10月号以降でお伝えさせていただきたいと思っています。

<松島如戒>

生きていくことの価値を見出せない」というものです。大切な人生の手仕事について、他人が「こんな死に方は不届きだ」と言って非難することは、果たして正当化されるのでしょうか。

「死」の問との関連で、尊厳死と安楽死の課題に対する考察もおろそかにできません。生前契約の契約者には「医療上の判断に関する事前意思表示書」により、終末期の医療についての意思表示をしていただいておりますが、圧倒的多数の方は延命措置を望まないと記されています。

(12) 当法人の目的達成のための啓蒙・広報に関する事業

ホームページの立上げ、調査・研究成果の出版、研究発表会などを予定しています。

(13) 当法人の目的達成に必要な人材育成に関する事業

組織内の人材に限らず、関連する事業所やプロジェクトに必要な人材育成に係る事業も、行ないたいと考えています。

(14) 当法人の目的に資する寄附者の希望による調査・研究、および実践活動の支援

この法人は寄附をされる方のご要望に基づき事業を行いますので、関連する事業範囲は着実に広がるのが予想されます。

(15) 上記各号に付帯関連する事業

(監修：学習院大学川嶋辰彦名誉教授
文責：設立発起人代表松島如戒)

評議員の皆様のプロフィール (50音順)

有賀 徹 (あるが とおる)

昭和25 (1950) 年生まれ。昭和51 (1976) 年東京大学医学部医学科卒業。脳神経外科、救急医学を専攻。昭和大学医学部教授・救命救急センター長、同大学病院長を経て平成28 (2016) 年より独立行政法人労働者健康安全機構理事長。

日本救急医学会代表理事、日本臨床救急医学会代表理事、東京都メディカルコントロール協議会会長を歴任。現在は消防庁救急業務のあり方に関する検討会座長、東京都循環器病対策推進協議会医療連携推進部会長。超高齢社会における安全・安心な生活 (平時と災害時の医療と介護など) への係わりから、地域の包括的な医療に関する研究会理事長、Healthcare BCA コンソーシアム理事長、モバイルホスピタルイニテーターショナル理事として活動。

他に、日本医療機能評価機構認定委員会委員長、卒後臨床研修評価機構認定委員会委員長、東京都医療事故調査等支援団体連絡協議会運営委員長、全国医学部長病院長会議患者安全推進委員会アドバイザー、日本医療安全調査機構理事など。

飯野 中男 (いんの ちゅうお)

昭和46 (1971) 年鳥取県米子市出身、医師、鳥取大学医学部社会医学講座法医学分野教授。鳥取県米子東高校卒、鳥取大学医学部卒。大阪大学大学院 (法医学) 医学博士、京都大学医学講座、大阪大学大学院医学教室、慶應義塾大学

法医学教室を経て、2015年より現職。鳥取県で唯一の法医学解剖医 (司法解剖鑑定人)。専門領域・死亡時画像診断 (Ai オートプシイメーキング)

2008年ビクトリア法医学研究所 (オーストラリア) へ留学し、死後画像診断を学ぶ。Ai学会副理事長。帰国後、死亡時画像診断を用いた死因究明をきっかけに、りすシステムと共同で活動を開始。2017年より、りすシステムと共同し、あらたな死因究明手技である死後血管造影に取り組む。

現在の研究テーマは「死亡時画像診断の活用」、「画像診断による個人識別」、「防げる死」を防ぐ手法」など。

神田 陽子 (かんだ ようこ)

講師、(公社) 落語芸術協会参与、(一社) 日本講談普及協会代表理事、日本講談協会理事。東京都中野区出身。1979年文学座付属演劇研究所卒業、同、2代目神田山陽門下入門、

1988年真打昇進、2016年早稲田大学人間科学部卒業、同(一社) 日本講談普及協会代表理事。

2代目神田山陽の「レ・ミゼラブル」に感動して入門。女性講師の草分け的存在として活躍中。「赤穂義士伝」「怪談」からオペラ講談まで、持ちネタはバラエティに富んでいる。出演番組は、NHK「日本の話芸」「講談大会」「演芸鑑」「お達者くらぶ」「金曜時代劇」のナレーション、朝日放送「徹子の部屋」ほか。

活動・新宿末広亭、浅草演芸ホール、池袋演芸場、上野広小路亭、国立演芸場出演。上野広小路亭講談教室、東京アナウンス学院、名古屋中日文化センターの講談講師。大学への出講。小学校アフタ

ースクールへの出張講談教室のボランティア、福島復興支援講談会、地震被災支援講談会、文化庁伝統文化親子教室事業「講談にチャレンジ！」(小学生対象の無料講談教室) は5年目。

重信 和男 (しげのぶ かずお)

宮崎県生まれ。横浜国立大学工学部卒業。通産省 (現在の経産省) 技官として特許庁に入庁し、特許庁審査官として主に機械及び電子機器等の分野に従事する。特許庁を退職後、米国特許・商標庁の Patent・Academy に研修生として赴任する。加えてフランクリン・ピアーズ・ローセンターのサマープログラムを受講し主にライセンシングを研究する。平成4 (1992) 年重信国際特許事務所 (平成26年創和国際特許事務所に名所変更) を設立する。平成11 (1999) 年通産省・特許庁「知的財産評価指標作成委員会」委員就任、現在は株式会社東北テクノアーチ (TLO) 顧問、国立大学法人宮崎大学客員教授。

首藤 奉文 (しゅとう ほうぶん)

昭和18 (1943) 年、大分県庄内町に生まれる。昭和37年、大分上野丘高校卒業。昭和41年、大分大学教育学部卒業。国語教師となる。同年森中学校、昭和45年庄内中学校、昭和53年挾間中学校、昭和58年庄内中学校、平成2年湯布院中学校に勤務。この間、各学校でバレーボール部監督として、県体育大会、県選手権大会優勝。庄内中学では、全国大会3位、挟間中学では、オリンピック選手、実業団 (新日鉄) 選手を育てる。平成6年大分県教育委員会竹田教育事務

所次長、平成8年県教育庁教職員第一課参事、平成11年庄内町長、平成17年由布市長（大分郡庄内、挾間、湯布院3町合併）。平成29年退職。

平野 美紀 (ひらの みき)

専門は刑事法・医事法。1968年東京生まれ。慶應義塾大学法学部法律学科卒業後、同大学院法学研究科前期博士課程修了、後期博士課程単位取得退学。1994年オランダ政府奨学金を得てライデン大学法学部客員研究員としてオランダの安楽死を研究。世界で初めて安楽死を法律で認めたオランダにおいて、自己決定権が尊重されている法制度とその背景を知る。関心のあるテーマは、終末期における患者の自己決定、刑事施設における加害者処遇、犯罪被害者支援制度。主な論文に「オランダにおける触法精神障害者の再犯防止に向けた法改正の動き」（香川法学40巻1・2号（2020年）、「オランダにおける安楽死論議」（甲斐克則編『医事法講座第4巻：終末期医療と医事法』（信山社、2013年）所収）

現在、放送大学香川学習センター・客員教授、香川大学教育研究評議会・評議員、法と精神医療学会・理事、日本司法精神医学会・評議員、香川県精神医療審査会・委員などを務める。

宮田ネウザ恵美子 (みやた ねうざ えみこ)

1967年ブラジル連邦共和国ブラジリア生まれ。鹿児島県出身移民2世の父親と熊本県出身移民1世の母親の間に長女として誕生した。ブラジリア総合教育センター大学臨床心理学部卒業の臨床心理士。在学中に日本国政府国費留

学生として1年間慶應義塾大学で日本語日本文学を学ぶ。

1989年大学卒業後、在ブラジル日本国大使館勤務。1992年より再び日本政府国費留学生として京都大学で4年間臨床心理学の研究を行う。1995年阪神淡路大震災におけるブラジル人の生活支援のため「健康キャラバン」を立ち上げ、ブラジル人の健康相談に当たる。1996年より在名古屋ブラジル総領事館で総領事秘書を務める傍ら、「健康キャラバン」を「任意団体ジスキ・サウジ（健康相談）」に改編し、17年間にわたり延べ6万人の在日ブラジル人の様々な健康問題の解決に当たった。

この間の活動に対して、2008年日本政務外務大臣表彰、2010年ブラジル政府表彰、2011年ブラジル国際報道アワード受賞、2021年ブラジル総領事表彰を受ける。2001年に日本人と結婚し熊本市在住。

監事のプロフィール

中井 孝 (なかい たかし)

昭和21（1946）年、北海道夕張という炭鉱町で生をうけて76年、とかく「生は死の始まり」と言われるが、未だ心身とも健康らしくいられるのは、両親に対する感謝でしかない。

東京国税局採用後、税務署での法人税などの調査事務、国税局（人事1課、2課、調査1部、2部、3部、法人税課、資料調査課、査察部）、東京国税不服審判所において、調査、審査などの経験を経て、蒲田税務署長を最後に退官後、平成18年税理士登録し、独立、開業に至っている。税務官吏時代の経験などには事欠かないが、

印象に残っていることの一つに、若い事務官時代に、無通知で税務調査にお邪魔したところ、社長宅で命日の法事がおこなわれた後だったのので、焼香だけさせてもらって退去してきたことを上司に復命して「いいバランス感覚だ」と褒められたことが上げられる。

あれから50年「税務職員も人の子だ」「悪いやつを許すな」「人は嘘をつく動物だ」「相手の立場でものを考えろ」などなど、人生の教訓とも言えることを組織から学んだことが、今日の糧となっている。

理事

理事長 松島 如戒（まつしま によかい）
NPOりすシステム相談役

理事 猪野 哲之（いの てつゆき）
NPOりすシステム理事・渉外担当

理事 河野 剛一（かわの つよし）
NPOりすシステム理事・経理担当

理事 杉山 歩（すぎやま あゆみ）
NPOりすシステム代表理事

理事 長谷川 範子（はせがわ のりこ） 弁護士

理事 芳賀 みゆき（はが みゆき）
NPOりすシステム企画室長

評議員・監事の皆様のご紹介は、ご本人の記述を紹介させていただきます。

敬称を略し、五十音順でご紹介させていただきます。

ただきました。

今月のお題

公的年金のやさしいお話③
厚生年金の被保険者

株式会社ジエイ・サポート 代表取締役
社会保険労務士原令子事務所 所長

原 令子

こんにちは！ 社会保険労務士の原令子です。長かった猛暑の波を乗り越え、ほっと一息ついているうちに、近頃は肌寒さを感じる朝もあり、秋の深まりを実感するようになりました。窓を開けると金木犀の香りが漂い、目を外に転じて、群れ咲いたコスモスが風に揺れるさまや、空にイワシ雲が悠々と流れている光景を見ると、名所といわれる場所でもなくとも季節の流れが感じられます。秋ならではの楽しみですね。

1. 厚生年金の概要

今回は、民間の事業所や国または、地方公共団体に属する事業所などで働く人に適用される厚生年金についてのお話です。

厚生年金への加入が義務付けられているのは、株式会社などの法人の事業所で「強制適用事業所」(以下、適用事業所という)といえます。そこに使用される人は原則、厚生年金の被保険者となります。

でも「国や地方公共団体で働く国家公務員や地方公務員、私立学校の教職員は共済年金のはずだったけど、どうなっているの?」と首をかしげる人もいらっしゃるかと思います。実は、平成27年10月1日から、共済年金は厚生年金に一元化され、共済年金の加入者はすべて厚生年金の被保険者になりました。そのため厚生年金の被保険者は、左の表のような種別に分かれています。

年金の被保険者

	現在の厚生年金被保険者の種別	呼称
民間会社員	第1号厚生年金被保険者	一般厚年
国家公務員など	第2号厚生年金被保険者	国共厚年
地方公務員など	第3号厚生年金被保険者	地共厚年
私学教職員	第4号厚生年金被保険者	私学厚年

また、皆さまの中には「私は厚生年金に加入しているけど、国民年金には加入していない」と思っている人がいらっしゃいます。これについては、りす倶楽部第302号で紹介したように、厚生年金に加入している人は、国民年金の第2号被保険者です。つまり、働いている人は、厚生年金と国民年金の両方に加入しているので、老齢・障害・遺族年金などの給付も厚生年金と国民年金の両方から支給されます。

ちなみに、厚生年金は健康保険とセットで適用されますので、厚生年金の被保険者は同時に健康保険の被保険者になります。

2. 厚生年金被保険者についてのQ&A

Q1. 就職先を探しています。厚生年金と健康保険に加入したいのですが、どこの事業所に就職しても加入することができますか?

A1. 厚生年金と健康保険に加入するには、どこの事業所に就職しても良いわけではありません。厚生年金と健康保険の適用事業所でなければ就職しても被保険者になることはできません。

具体的には、次の①～⑤の事業所が適用事業所であり、ここで働く人は厚生年金と健康保険が適用されます。

- ①株式会社、有限会社、学校法人などすべての

法人事業所

②国、地方公共団体などの事業所

③常時5人以上の従業員を使用する個人事業所
(ただし、旅館、飲食店、理美容店などのサービス業、農林業、水産業、畜産業は除く)

④汽船や漁船などの船舶

⑤常時5人以上の従業員を使用する弁護士・税理士・社会保険労務士などの法律・会計事務を取り扱う土業の事業所

一方、被保険者に該当しないのは、日々雇い入れられる人、2か月以内の期間を定めて使用される人、季節的業務(4か月以内)に使用される人、臨時的事業の事業所(6か月以内)に使用される人などになります。

また、個人事業所の事業主は、本人が雇用主で、使用される者に該当しないため、従業員数に関係なく被保険者になりません。

Q2. 私はパートで働きたいと思っていますが、パートだと厚生年金には加入できないのでしょうか？

A2. パートタイム労働者とは「1週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用されている正社員などと比べて短い労働者」のことを指します。適用事業所で働く人は、正社員、契約社員、パートタイマー、アルバイト

トなどの名称にかかわらず、1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が、同じ事業所で同じ業務に従事している正社員の4分の3以上である場合は、被保険者となります。(図1参照)

この要件は、2022年10月から従業員数101人以上の企業、2024年10月からは従業員数51人以上の事業所に適用されます。

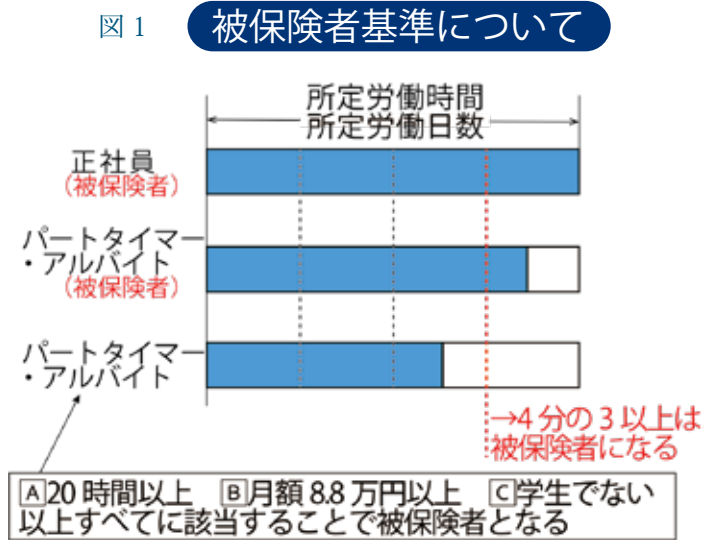
Q3. コロナ禍で会社の収益も上がらず、仕事が減ってきています。私はパートです。で、所定労働時間や労働日数が正社員の4分の3未満となる可能性があります。そうになったら、厚生年金や健康保険の資格はなくなってしまうのでしょうか？

A3. あなたが勤務している事業所が、101人以上の事業所で、次の条件を満たしていれば、大丈夫です。1週間の所定労働時間が正社員の4分の3未満、1か月の所定労働日数が正社員の4分の3未満又はその両方に該当する場合でも、次のA~Cの3要件をすべて満たしている場合は、引き続き被保険者となります。(図1参照)

A 1週の所定労働時間↓20時間以上であること
B 賃金要件↓賃金の月額が8.8万円以上であること

学生でないこと↓学生には社会保険は適用されません。

被保険者基準について



Q4. 私は65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給しますが、勤め先から今後働いてほしいと打診されています。年金受給を開始してからも、引き続き厚生年金に加入しなければならぬのでしょうか？

A4. あなたの勤務先が適用事業所であれば、70歳未満の間は厚生年金の被保険者になります。65歳以降に負担した保険料は、毎年1回定時(10月分から)に年金額に反映されます。

「お金がない！ 困ったときに受けられる各制度」

第五回 生活保護制度について⑤

社会福祉士・精神保健福祉士 曾波 暁美

前回までは生活保護を受ける際「できる限り活用してください」と言われる資産活用、特にすぐ現金化して活用することが難しい不動産を中心に話しました。

今回は「優先してください」と言われる「扶養義務者」の援助についてお話しします。生活保護を申請するにあたり、不動産とともに相談者が躊躇される事柄です。

1. 扶養義務者照会について

どこの福祉事務所の面接相談員も生活保護の概要について説明するとき「親、兄弟姉妹、子どもなどから援助を受けられる方は援助を受けてください。援助できるかどうかは書面などで調査します。申請される前にご家族間で相談してきてください」という説明をすることになっています。

一般的に「扶養義務者照会」と言われる調査です。令和3年に判断基準が変わり、運用が緩

和されましたが、それでも「扶養義務者の援助可否」の調査を今もおこなっている自治体がほとんどです。

まず扶養義務者の範囲ですが、生活保護の扶養義務者調査の場合、ほとんどの市町村が「二親等以内の親族」つまり親子、きょうだいに対して行います。少数ですが、相対的扶養義務者である祖父母や孫まで調査するところもあるようです。配偶者は、離婚していれば対象外です。DV、虐待などを受けていた相手であれば考慮されませんが、関係性の悪化による音信不通程度では事情が考慮されず、扶養調査を行うことにより、家族関係を悪化させるケースも多々ありました。

手順としては、まず本人から口頭で親子、きょうだいについて氏名、連絡先などわかる範囲で聞き取りを行います。不明な場合は「戸籍調査」を行います。これは申請時に本人から「戸籍調査を行うことに同意します」という同意書にサ

インをもらい、職権で戸籍謄本など取り寄せるなど、本人の二親等内の親族を調べます。ここで判明した親族の個人情報、個人情報保護法の取り扱いになるため本人に伝えません。また調査による返信内容も原則本人には伝えません。調査方法は「扶養届を郵送するので、返信してください」という郵送調査がほとんどで、管内(同じ市区町村内)在住扶養義務者は実地調査をすることになっています。しかし実地調査することはほとんどありません。福祉事務所で働いている職員は、非常に多忙ですから。

2. 扶養義務者照会の誤解

ところが生活に困窮し、生活保護を検討せざるを得なくなっている状況の方たちは、先ほどの扶養義務者照会について説明されたとき「縁が切れている家族に再び連絡を取らないといけないのか」

「一家離散状態なので、だれの連絡先も分からない」

「自分の実家は小さな集落なので、そんな調査をされたら村中に知られ、村八分に遭う」(残念なことですが、以前にこういうケースがありました)

「年金暮らしの親に迷惑かけられない」
等々、家族との関係で複雑な思いを抱えている

人がとても多いのです。扶養義務者のくだりになると「家族に頼れるなら、はなから生活保護なんか申し込みに来ていない！」と激高し、帰ってしまう方もたくさんいます。

「家族を頼ることができ、家族が助けになってくれる方は生活保護よりそちらを優先させてください。でも現状それが難しいのであれば生活保護を申請してください」と、面接相談員は言いたいのです。それで面接相談員は相談者をお返しするのですが、ご家族と相談された方の場合、今度はご家族からこういった相談があります。

「私が仕送りにしないと（本人は）生活保護が受けられないのですか？」

「私は年金生活者でぎりぎりの生活をしているのだけど、いくら本人に送れば生活保護が受けられるのですか？」

「郵送で手紙を送るということだが、兄弟姉妹の間で一人だけでも居所がわからない者がいる。全員分の扶養届がそろわないと生活保護を受けられないのか？」

「ここが誤解をされるところなのですが、実は「扶養義務者による扶養の可否（仕送りなどできるかできないか）が保護要否の判定（生活保護が受けられるか受けられないか）に影響を及ぼすものではない（生活保護問答集第5扶養義務の取扱い）」のです。つまり扶養義務者照会は何を調べるのかといえば「今」「金銭的」援助が行われているかどうかなのです。それを収入として取り扱った上で要否判定をするために調査を行うのです。逆に言えば生活保護申請時に「今、金銭的支援をおこなっておらず、今後も難しい」と言う場合は、その旨記載して送り返しても、保護を受けられるか否かには影響がないのです。

なぜこのような誤解が生じるか、それは、扶養義務者照会についての説明のタイミングにあると私は思います。扶養義務者を特定するために戸籍などの取り寄せに1カ月くらいかかり、そこから扶養届書を発送して返事があるまで数か月。その調査結果が出るのは生活保護受給開始後ですが、調査をすることの了解を得るためのものです。しかしながら、そのタイミングが生活保護の受給相談や申請と重なるため「この調査を受けないと生活保護を申請できないし、受給できない」と誤解されやすいのです。

福祉事務所としては「経済的支援」もさることながら、親族などからの「精神的支援」が受けられるかどうかについての情報収集なので

経済的な面は生活保護による援助を受けるとして、家族などには次のようなことの協力を得

たいのです。

- ・もしものときの緊急連絡先になる
- ・入院の同意書にサインする（医療費の支払いは求められません）
- ・週に1回くらいは、安否確認のため電話するなど、

このようなことを関係者がしてくれることが、福祉事務所としてはありがたいのです。

家族間でいろいろあったがゆえに、返信なし、もしくは支援しないに丸を付け、連絡先空欄、ときには感情的なお手紙が同封されていることもあります。扶養届のほか原稿用紙などに切々とこれまでの恨みつらみを書き連ねたもの、一度破り捨て、くしゃくしゃにしたのでしょね、セロハンテープで貼り合わせてしわだらけになったものなど、まるで、用紙自体が書き主の感情を表しているかのようです。

こうした思いを文章に書くだけでストレスが溜まるのではないかと、やるせなくなります。できないものはできない、これ以上関われないのであればその旨を淡々と正直に書き、返送してください。書くことが難しい場合は、電話でその旨を福祉事務所の担当者に伝えていただいても結構です。電話の内容を福祉事務所の記録に残しておけば、扶養の意思確認として取り扱われるからです。

支部・パーティー活動記

西日本支部

▼元気なころは、マラソンや歩
きをして過ごしていたNさん（78

歳・女性）。自宅で暮らしていま

したが、緑内障に加えて足腰も弱く

なり、転倒して入院するなど、日

常生活に支障が出たので、ケアマ

ネジャーから施設入居を提案され

ました。しかし「自宅暮らしが良

い」と施設入居の決断ができません

なりました。あるときは、自宅前

をうろろろするなど近所の方も心

配するようになりましたので、シ

ョートステイを試すことにしまし

た。最初は落ち着かず「自宅に帰

りたい」と繰り返し言われていま

したが、少しずつ落ち着かれた様

子。「今後、自宅でのひとり暮らし

は困難です。ショートステイは共

同生活ですが、提携のグループホ

ームは個室だしもう少し自由が利

く」との提案がありました。部屋

が空いたのでグループホームに入
居し、自宅はそのまま残していま
す。現在、グループホームでは穏
やかに過ごしています。

りすシステムでは、年に一回の

お誕生日にお祝いカード・確認シ

ートをお届けしております。その

裏面には『りすシステムでお手伝

いできること』の内容も記載され

ております。それを読まれ「今、

グループホームで過ごし、今後、

自宅に戻ることもないので、部屋

を片付けたい」と、ケアマネジャ

ーを通し依頼の書類が届いたので、

管理会社に退去の連絡、ガス・電気・

水道を止めること。携帯電話の解

約などのほか、区役所で住所変更

手続きや生命保険の住所変更手続

きも行いました。

自宅片付けの見積もり、作業立

ち会い。その際、貴重品回収で金

庫の鍵2つのうち1つしかなく開

錠できず。郵便ポストにも南京錠

がかかけられ鍵は発見できませんで

した。その後も、金庫とポストの

鍵が見つからず、鍵専門業者に依

頼し鍵を壊しました。金庫を開け

ると、鍵をなくした場合の問い合

わせ先のメモがありました。後

の祭りでした。元気なうちに、メ

モのあり処を聞いておけばとも思

いますが、元気なときにプライバ

シーに踏み込まないのがりすシス

テムのルールですから、仕方ない

と思いました。

九州支部

▼3年前の説明会に参加されたT

さん（79歳・女性）。94歳の養母を

見送りホッとしたのは束の間、が

んセンターで余命6か月の宣告を

受け、眠れない日々を送っていた

のですが、明るい光が見えてきま

したと、即契約へ進まれました。

「自分でやれることは何でもやっ

てみます」と、東奔西走されてい

たようです。2年ほど経過した去

年の今頃、救急搬送先の病院に來

てほしいと連絡が入り、病状説明

に同席すること数回。

Tさんは「もう積極的な治療は

望まない」と、緩和ケアの病院の

面談に付き添いました。その後、

不動産の処分と個人財産遺言作成

の相談がありました。

まずは、不動産の処分でした。

これは、別の方の任意後見監督人

である、〇司法書士にお願いし、

スピーディに解決しました。個人

財産の遺言は、公証人に出張作成

をお願いし、病院で遺言が完成し

ました。

肩の荷がおり安心されたのか、

思いもかけず退院可能に。訪問診

療・訪問看護を利用しながら愛猫

ピピちゃんとの生活を再開。

しかし、2か月後再入院となり、

愛猫ピピちゃんは、持参金付きで

シッターさんへ託されました。ま

た、親友への贈り物をお預かりし

ました。「遠方から飛んでくるよう

な親友なので、送るタイミングは

任せます」と。

企画書により、アドバイザー2

名で旅立ちの衣装などを自宅へ引

き取りに伺った日の夜、静かに息を引き取られました。

現在死後事務を進めています。養父母、妹さんが入っていた納骨堂は、閉眼供養をすませました。

ご自身のお骨は、大阪の一心寺への納骨を希望されています。「養女としての役目を終えたら、故郷の大阪に帰りたいのです」とおっしゃっていましたので、希望通り、アドバイザー2名で一心寺へ納骨の予定です。

りすセンター町田

パートナー 小島 修

▼サポート業務は女性の利用者が多く、大きな体の自分ではないのだろうか？ 怖がられないだろうか？ と最初は緊張します。それで自己紹介の後「大きなりすで、ごめんなさい！」とつけ加えています。多くの方が笑って(苦笑い?)くださいます。

利用者とりす本部スタッフとのおかげでサポート業務を楽しんでいます。自分が楽しむことで、利

用者も楽しくなる、そんなサポートを心がけています。そして嬉しいのは、利用者がさようならの代わりに口にする「ありがとう」の一言です。

山口百恵さんの引退ソング「さよならの向う側」の歌詞のようです。さらに嬉しいのは、利用者から後日いただくおたよりです。その中には、コロナの影響による施設暮らしの息苦しさを訴える内容もあります。少しでもストレス解消になればと返事をしたためています。親不幸、かみさん不幸の身ですが、利用者の「ありがとう」で心のしこりがほどこけていきます。こちらこそ「ありがとう！」(ごさいます)です。

▼先日、Iさんの受診サポートで大病院へ。検査の結果、即入院。その4日後に亡くなりました。ご冥福をお祈りいたします。たとえば、サポートが一度きりの短い時間のふれあいであっても、利用者との時間を大切に、精一杯の明るい笑顔を忘れないよう頑張ります。

不動産にまつわるお悩み・ご相談 おまかせください！

皆さんの中で、不動産に関係することで心配ごとや悩みを抱えている方はいらっしゃるでしょうか？

街に不動産屋はたくさんあるけど「怖くて、しつこいイメージのある不動産屋さん」もっと気楽に、気軽に分からないことを聞きたいと思っている方々へ



実は、りすシステムには不動産の事業部があるのをご存じでしょうか？あるんです！！

「株式会社りすネット」と申します、どうぞよろしく願いいたします。りすネットのお仕事は、【売却】のお手伝いはもちろんですが、

- ➔ ほかの不動産業者と取引をすることに決めただけ、不安なので立ち会いをして欲しい
- ➔ 所有マンションの老朽化による建て替えの説明会に参加して欲しい
- ➔ 契約書や重要事項説明書をチェックして欲しい 貸しているアパートの管理を自分でしたいので、契約書のひな形を作って欲しい
- ➔ 不動産を手放す方法をアドバイスして欲しい
- ➔ 空き家・空き地になってる家の管理をして欲しい などなど……

他にも様々な悩みありましたらお気軽にご相談ください。

株式会社りすネット 宅地建物取引士 FP2級技能士 三浦 恵



地球に恩返しを森づくり事業部では、2009年より大分県由布市庄内町・地球に恩返しを森づくりを通して、環境活動や里山保全活動を続けています。今月は、恩返しを森・薬用樹木園長が、身近にみられる薬樹を神農本草経に書かれている薬効とともにご紹介いたします。

神農本草経（漢方古典）の植物たち

地球に恩返しを森・薬用樹木園 園長 東本博之

地球に恩返しを森

薬用樹木園についておさらい

生前契約20周年記念事業として2010年10月10日に「地球に恩返しを森づくり」事業がスタート。具体的には樹種の配置や森づくりのデザイン設計は、宇都宮大学名誉教授谷本丈夫先生および東京大学名誉教授谷田貝光克先生よりご指導いただきました。

事業の核として「薬用樹木の森づくり」を行っており、森を形成する樹木には「神農本草経」に記載されている薬木を植栽、守り育てています。はて？「神農本草経」って何かな？とお思いの方もおられることでしょうか。簡単ではありますが、おさらいしたいと思います。古代中国から伝わる三皇五帝の一人として登場する神農（しんのう）。神農大帝

と尊称され、諸人に「医療と農耕」の術を教えたことから医療と農業を司る神とされています。文字通り神農は「農の神様」といえますが、ここでは「薬の神様」としての話をしたいと思います。

神農は、まず赤い鞭で百草（たくさんさんの植物）を払い、それを嘗（か）めて薬効や毒性の有無を検証。また、古来、傷ついた動物が温泉に入ると傷を治すなどの行動や、動物の餌などから薬効のある物質を経験的に探り当てたとされる伝説の人物です。そして、後漢（約2000年前）の時代ごろ、多くの人による多くの積み重ねにより中国最古の本草書が作成され、神農の名を冠した「神農本草経」がまとめられました。本草とは「草に本（基）づく薬物」のことであり、中国の伝統医学における

薬物に関する学問のことを表します。神農本草経には365種の生薬が記載され、健康保持に欠かせない「上薬」120種、健康保持にも病気の時に使われる「中薬」120種、作用が激しく長期服用が不可能なものでもっぱら病気に使われる「下薬」125種が収載されています。これらの生薬は植物・動物・鉱物などに分けられ、約7割（251種）が植物由来となっています。

身近に見られる神農本草経の植物

神農本草経に記されている植物の中には、皆さんがお住まいの地域などで、身近なところで見ることが出来る植物も少なくありません。そこで、普段の生活のなかで観察することのできる神農本草経の植物について、不定期に掲載させていただきます。思います。

まずは、私の住む長野県安曇野市

の道端や畑、そして里山などに生えている植物「アケビ」について紹介します。

アケビ（アケビ科）

つる性の落葉低木。山野に生え、茎はつるになって他の樹木などに絡みついて生長する。果実は甘く、秋の味覚を代表します。

子どものころ、学校からの帰り道、木々の合間に紫色の皮の中で白く熟したアケビの実を見つけては、よく食べたものです。甘いつきりでお世辞にも美味しといとは思えませんが、私にとっては思い出の植物の一つです。



アケビの花
長野県安曇野市 2022.5.4

神農本草經における解説

生薬名は「通草」、神農本草經における分類は「中薬」で、利用部位は茎。尿路感染症や乳汁減少に効果あり。

◆基本的な薬効と使い方

直径1〜2cm長に茎を輪切りにし乾燥させたものを生薬と呼び、漢方薬に用いる。民間では腎臓炎・尿道炎・膀胱炎、むくみに1日量10〜12gを煎じ服用する。おできには、煎じ汁で患部を洗うとよい。

◆漢方薬としての利用

消炎・利尿・鎮痛・通経・通乳の作用を持ち湿熱を除き、小便を通じ、関節を通利する効果があるとし、膀胱炎、浮腫、湿疹、関節リウマチ、神経痛、月経不順、母乳不足などを改善する漢方に用いる。

漢方としては、五淋散(残尿感・排尿痛)、変製心気飲(咳嗽・動悸・息切れ)、消風散(湿疹性皮膚疾患)、竜胆瀉肝湯(排尿通・残尿感・こしけ)、当归四逆湯(四肢寒冷・腰痛・月経痛)、通導散(瘀血症・

打撲症・月経不順)など、その他多くの漢方に配合されている。

参考・引用図書

『神農本草經の植物 植物由来生薬の原色写真』小根山隆祥ほか著 (株)たにぐち書店 2017

『神農さんの森の樹木 森の木たちの生薬図鑑』谷田貝光克ほか著 (フレグランスジャーナル社) 2016

『神農本草經解説』森由雄著 (源草社) 2011

恩返しの森の生きもの



色づき始めたオリーブの実 2022.9

オリーブの木で休むアマガエル 2022.9

「地球に恩返し基金」に寄付をいただき、ありがとうございました

秋田 久美子さん (埼玉県越谷市)
秋田 優さん (埼玉県越谷市)
内田 タエ子 (埼玉県川口市)
小林 静子さん (東京都豊島区)

山中 豊さん (埼玉県新座市)
かい ゆうこさん (埼玉県所沢市)

匿名 1名 50音順

※ 2022年8月1日〜8月31日の期間、7名の方から寄付をいただきました。
※かい ゆうこさん、匿名者1名 が1000ポイントを達成されました。



地球に恩返し運動について

私たちの生命を育ててくれている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

NPO リオシステム
地球に恩返しの森づくり事業部

地球に恩返し運動本部

連絡先: TEL.03-5215-2383



地球に恩返し
基金振込先

● 郵便局から振り込む場合
郵便局口座番号: 00140-7-743432
加入者: 地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合
店名: 〇一九 (ゼロイチキユウ)
種目: 当座 口座番号: 0743432
加入者: 地球に恩返し基金



たかが家族、されど家族①

—旧民法制定まで夫婦は別姓—

NPO りすシステム

相談役 松島如戒

明治31年7月に施行された民法第4編親族・

第2章は「戸主および家族」として、732

〜764条の22条にわたって、家族に関し規定されてきました。しかし、昭和22年(1947年)

の民法大改正で、我が国の法律から家族に関する規定を全て削除しました。しかし憲法、第24条後段で「家族などに関する法律は、個人の尊厳と、両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない」と記述されていますが、戦後の大改正から75年続いた現在に至るも、家族に関する法律は制定されていないので、我が国には「家族に関する法律」はないのです。ただし「臓器移植に関する法律」の中では、家族は高位位置付けられています。

平成11年(1999年)制定の「男女共同参画社会基本法」では、第6条で無造作に家族という用語が使われているにすぎません。にもかかわらず、人が危機に遭遇した際の主役は、名実ともに家族です。

明治31年(1898年)に施行されていた民法(旧民法)では、

第732条 戸主の親族にして其家に在る者及び其配偶者は之を家族とす

と、家族の定義が明確にされていましたが、昭和22年(1947年)に改正された現在の民法には、家族について何の規定もありません。私には、「家族とは何ですか」と、多くの法律の専門家にお尋ねしましたが、確かな答えを得るに至っていません。立場を逆転させ、孫から同じ質問を受けたら私は何と答えればよいのか。やがて生まれるだろう曾孫への答えを用意しなければ……と悩む日々です。

旧民法の家族の定義

これは明確です。家族制度の根幹は戸主(家長)ですから「戸主の親族で同居している者および配偶者で家族は構成される」とあります。親族は、

旧新いずれの民法(第725条)でも血族6親等、姻族3親等、配偶者とされています。

子どもが生まれたら父の家に入る。つまり戸主の家族となるのです。しかし、戸主以外の家族の子で、庶子や私生子は戸主の同意があれば、家族になれる。家族になれば、同一の氏を称さねばならない。今日大きな社会問題となっている夫婦間で同一の氏を称し、別姓は認めないが、夫婦いずれかの氏を称する選択はできるという民法の改正に引き継がれているのです。

それでは、夫婦同姓は大昔からの我が国の伝統であったと政治家の方々は言いますが、実はそもそも平民(農工商の身分の人)に氏の使用が認められたのは、明治3年(1870年)です。明治9年(1876年)の太政官指令では「妻の氏に関して、実家の氏を名乗らせることとし『夫婦別姓』を国民すべてに適用することとす」と定められていました。明治31年(1898年)に民法が施行されるまで、我が国は夫婦別姓だったのです。

夫婦同姓は、伝統でも文化でもない。たまたまその時代の都合で、同姓が法制化されたものですから、この法律をかえれば済むことではないでしょうか。

法務省が出している、我が国における氏の制度の変遷という資料を示しますのでご覧ください。



我が国における氏の制度の変遷

徳川時代

一般に、農民・町民には苗字＝氏の使用は許されず。

明治3年9月19日太政官布告

平民に氏の使用が許される。

明治8年2月13日太政官布告

氏の使用が義務化される。

※兵籍取調べの必要上、軍から要求されたものといわれる。

明治9年3月17日太政官指令

妻の氏は「所生ノ氏」(＝実家の氏)を用いることとされる(夫婦別氏制)。

※明治政府は、妻の氏に関して、実家の氏を名乗らせることとし「夫婦別氏」を国民すべてに適用することとした。なお、上記指令にもかかわらず、妻が夫の氏を称することが慣習化していったといわれる。

明治31年民法(旧法)成立

夫婦は、家と同じくすることにより、同じ氏を称することとされる(夫婦同氏制)。

※旧民法は「家」の制度を導入し、夫婦の氏について直接規定を置くのではなく、夫婦ともに「家」の氏を称することを通じて同氏になるという考え方を採用した。

昭和22年改正民法成立

夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称することとされる(夫婦同氏制)。

※改正民法は、旧民法以来の夫婦同氏制の原則を維持しつつ、男女平等の理念に沿って、夫婦は、その合意により、夫又は妻のいずれかの氏を称することができるとした。

(出典：法務省 HP)

旧民法親族編第1章第2節は、戸主および家族の権利義務を規定しています。家族は夫の氏を称すること(第746条)。戸主の義務として、戸主は家族を扶養する義務を負う(747条)。家族は、戸主の意に反して居所(住所)を定めなければならない。禁を冒せば、その間、扶養を受けられない(749条)。

家族は、戸主の同意なく結婚してはならない(750条)。現行憲法は、第24条で「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立」とし、旧憲法は「戸主の同意を得ることを要す」で180度異なっています。

自民党の平成24年版、憲法改正草案では「両

性の合意に基づいて」となっています。「のみ」が抜けています。わずか2文字ですが、私は極めて重大なことと考えています。

「のみ」が無くなれば、合意の他に、旧民法の「戸主」のような、何か他者の同意や許可を要するという法律を制定することが可能になります。現在、大きな問題になっている旧統一教会がさらに政治に影響力をもてば「婚姻は教祖様の同意を得て成立する」という法律ができないという保障はありません。ちなみに憲法に「のみ」が残っていれば、男女間の合意以外に婚姻成立要件を法律に設けても、憲法違反の法律となりますが「のみ」が抜けることで、そのような

な法律は有効となる恐ろしい事態が起こり得るのです。

自民党の憲法改正草案では、第24条1項にこのような条文を入れています。

第二十四条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は互いに助け合わなければならない。

このような改正条文を読みながら、旧民法の

「戸主の扶養義務」を想像してしまいました。

戸主ではないが「家族」を明確に位置付けたいので、介護などは家族の助け合いとするので、介護保険も徐々に廃止することが想像されます。軍事を強化するためには、金が要る。そのためなら何でもあり、という恐ろしい社会を自民党は目指しているのだろうか、背筋が寒くなる思いがしています。

それでは、我が国において、家族が法制化されていたのは、明治31年(1898年)の旧民法施行で、廃止されたのが昭和22年(1947年)ですから、49年間。つまり2分の1世紀にも満たない期間でしかありませんでした。旧民法による家族制度が廃止されてから75年間。ガス欠の自動車が惰性で走っているかのような家族も、いよいよ「機能不全」を起こしつつあることは、自民党の先生方はお気づきでないよう

です。 (次号へ続く)

編集後記



▼道ゆく若い世代へのアンケートでは、敬老の日を祝う習慣が「ある」20代4割以下、祖父母の誕生日を「知らない」6割以上。(テレビ朝日aws)「親も何も言わないし、祖父母も元氣」確かに皆さまお若くてお年を聞いてビックリなんてことも少なくありません。敬老の日の始まりは兵庫県多可郡野間谷村で1947年(昭和22年)村主催の「敬老会」で、老人を大切に、年寄りの知恵を借りて村作りをしようと農閑期の9月15日に開催したのが始まり。昭和22年当時は戦後の混乱期で子どもを戦場に送った親達も精神的に疲労の極みでありその親らに報いるため9月15日を「としよりの日」として55歳以上を対象に開催されたとあります。▼敬老の日が国民の祝日として制定されたのは、1966年のこと。2002年までは9月15日の固定日だったことを覚えている方もおられるかもしれません。9月の第3月曜日に変更されたのは、2000年からハッピーマンデー制度が適用されたためです。ただし、敬老の日の日付が変更となることへの反対も根強く、2001年、老人福祉法を改正。9月15日は「老人の日」として残ることとなりました。「敬老の日」と老人の日の違いは?「敬老の日は祝日法で定められた国民の祝日で、毎年9月の第3月曜日です。一方、老人の日は老人福祉法により9月15日に制定。同日から9月21日までを「老人週間」とし、お年寄りの社会参加や健康長寿社会の促進など、さまざまな啓発活動がおこなわれます。▼敬老の日がお年寄りを祝う日であるのに対し、老人の日はお年寄り自身が元気でいきいきと暮らすことを促す日といった違いがありますね。

(芳賀みゆき)

古代、武蔵には外国(とつくに)と

日出国(日出る国)が共存する地があった。大陸と日本を繋ぐ曼珠沙華と高麗文化。私の住んでいる日高市はかつて「高麗郡」が設置され旧高句麗から渡来系移民が多く住まい、江戸時代には日光脇往還の宿場町として栄えてきました。埼玉県の南西部に位置し東部は武蔵野の面影が色濃く残る市街地、西部は秩父山地と高麗丘陵、丘陵と台地の間には高麗川が流れています。▼高麗川が蛇行し、まるで巾着のような形をした「巾着田」があり、そこには秋になると500万本の曼珠沙華が咲き誇ります。中国大陸が原産である曼珠沙華は日高の地に舞振り、およそ3・4ヘクタールの巾着田曼珠沙華公園は日本最大の曼珠沙華群生地とされています。日高市の花に指定された曼珠沙華は彼岸花とも呼ばれ秋の彼岸には前触れもなくフツと咲くのです。朝露に濡れるころ、まだ観光客の姿もなくあたり一面真っ赤に咲き乱れる500万本の花のなかに立つと、今自分が何処にいるのかわからないほど圧倒されます。コロナ禍には曼珠沙華は切り取られ花をつけることはありませんでしたが、今年はすごいです。真っ赤です。今が1番見事な見頃です。10月2日まで巾着田曼珠沙華まつりが開催されています。ぜひお出かけください。

(芳賀まお)



お盆をすぎたあたりから、安曇野の朝夕はぐんと涼しくなり、虫の声はにぎやかな蝉から、さみしさをそそる秋の虫にかわりました。秋の高い空には赤とんぼが西に東へと飛び交います。▼トンボは世界で6400種類、日本では200種類も生息しているそうです。3月に、裏山で出会ったことのあるトンボを聞いてみると、オニヤンマ、シオカラトンボ、オオルリボシヤンマ、リスアカネ、シオヤトンボ、アキアカネ、クロスジギンヤンマ、コオニヤンマなど次々に名前が挙げられました。長野県のトンボリストは90種。まだまだ出会っていないトンボたちが沢山いそうです。トンボの中でも大型なのが、オニヤンマ。オニヤンマは肉食昆虫で、ときにはスズメバチも食べてしまう。▼この夏、野山を歩く方に人気だったのが、オニヤンマそっくりにつくられたプラスチック製原寸大模型。大きいので、胸につけるといっよりかばんや帽子にぶら下げることが、オニヤンマが捕食するアブやハエがよつてこない(たろう)効果をねらった虫よけグッズです。その名も、おにやんま君。科学的には証明されていないその効果ですが、登山ザックにぶらぶら揺れるオニヤンマを想像すると、なんとものおんぎで愉快ですね。

(東本優子)



NPO りすシステム

0120-889-443

りすセンター・新木場

0120-373-959